

高知県商工団体連合会 NO.1035(54-29)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース



高知県商工団体連合会会長 東谷勝喜



新年あけましておめでとうございます 兎年 飛躍の年にしましょう！

商工新聞読者・会員の皆さん、明けましておめでとうございます。日頃の民商運動へのご理解とご協力に心より感謝し、お礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、2月にロシアのウクライナ侵攻が始まり、厳寒のこの冬も今だ終息が見えません。戦争に勝者、敗者はありませんし、道理では計れない世界情勢の下で、憂鬱な気分にな多くの国民がなっているのではないのでしょうか。

7月には、安倍元首相の銃撃事件を機に、旧統一協会と自民党との長年のもたれあい体質が発覚しました。被害者救済法も、うみを出し切ったからの方策ではなく、玉虫色の決着に感じています。

岸田首相は防衛費を5年間で43兆円にするよう指示を出しました。国会での十分な議論はなく、国民への説明もありません。財源は後から決めるという。岸田首相の「決断と実行」とは、このようなやり方かと、ひにくりたくありません。専守防衛を捨てた軍事費増は、かえって軍拡競争になり、島国日本の国土と国民生活は危険な方向に向かうと案じています。今やるべきことは、冷静な全方位外交に最大の力をそそぐことではないでしょうか。

インボイス登録は、あわてないで！
9月30日までに申請すれば、「10月1日登録」になります。(国税庁回答)

民商・全商連は創立70年、「平和でこそ商売繁盛」を一つの信条としてきました。子、孫に平和を伝えるために、「理不尽なこと、おかしいことは、おかしい」と声を上げていきたいと思います。

さて、昨年はインボイス導入に対して度重なる学習会を開き学んできました。制度が実施されれば、免税業者は事務負担が増え、消費税納税を強いられます。

私たち民商は、県市町村議会へ陳情し、実施延期・中止の意見書採択を勝ち取ってきましたが、まだ不十分です。(12月20日現在、10市町村で意見書採択)

「コロナ禍で、ここまでやるのか」と声を上げ、まわりの業者にも「9月末の届出で間に合う」ことを伝えていきたいと思います。

今春の統一地方選挙で、インボイス制度実施の「延期・中止」を支持する議員を増やしましょう。「旧統一協会がらみの議員はダメ」の意思表示をしましょう。

最後に、中小業者の砦「民商」組織への団結をお願いして、年始のご挨拶とします。

今年もよろしく申し上げます。

県議会 インボイス延期意見書を共産党・県民の会が共同提案→否決に

県連は「インボイス実施延期を求める陳情」を県議会に提出していました。私たちの陳情を受けて、共産党(5人)と県民の会(5人)が「消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)の中止・延期を求める意見書」を共同提案しましたが、12月21日、両会派のみの賛成で否決されました。詳細は次号でお知らせします。

XX中小業者・地域経済を守ろうとしない浜田知事の答弁XX

■質問 中根佐知議員(共産)
経済状況悪化、また中止を求める世論の高まりという状況の変化を受けて、インボイス導入を中止・延期することを国に求める考えはないか。

■答弁 浜田省司知事
インボイス制度の対象となる県内の免税事業者の皆さんに、全国同様、取引先からの排除や事務負担の増加など、経営への影響を懸念する声があるということは承知いたしております。

ただ、インボイス制度の導入にあたりましては、軽減税率、複数税率の制度が実施されてから4年間の準備期間、制度開始後6年間の経過措置が設けられまして、段階的に移行する配慮がすでに行われているところであります。

そして、さらに、現在、政府・与党におきまして、小規模事業者の負担軽減のための新たな経過措置を設けるといったことが具体的に検討されているという報道も承知をしております。

加えまして、本県独自の対応といたしまして、今議会に提出をいたしております補正予算におきま

て、補助制度を創設いたしまして、中小企業等のインボイス制度への対応を支援するということといたしております。

インボイス制度は、消費税の複数税率の下で適正な課税を確保するために必要な措置と考えております。そのため、県内事業者の皆さんが円滑に新制度に移行できますように、税務署とも連携を図りながら、周知、広報等の支援に努めてまいるといふ考えであります。

県内シルバー人材センター1億1千万円の負担増

■質問 中根佐知議員
県内のシルバー人材センターに関して、インボイス制度によって生じる税負担はいくらになると推計しているのか。

■答弁 松岡孝和・商工労働部長
仮に、令和3年度にインボイス制度が導入されていたとして試算してみますと、消費税相当額は県全体で、およそ1億1千2百万円となり、1か所当たりではおおよそ560万円と推計されます。